

高岡市内で引っ越しされた方へ

転居届

市民課

あおいろ

新住所に住み始めた日から、14日以内に届出してください。

【届出に必要なもの】

- ・お持ちの方は、「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は、「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは、
次のページです

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合
があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険資格確認書 ・年金手帳
・介護保険被保険者証
・顔写真付きの社員証、学生証など

代理の方が手続きするときは・・・

- ① 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等で確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、
手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただきます。



高岡市役所

〒933-8601
高岡市
広小路7番50号

◆市役所代表電話
0766-20-1111

◆開庁時間
午前 8時30分 ~ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

支所も可 の手続きは、伏木・戸出・中田・福岡支所でも
可能です。内側のチェックシートでご確認ください。

転居

に関連するおもな手続き

本人確認書類（説明は表面）をお持ちください。

課名の下に書いてある色は、窓口看板の色です。

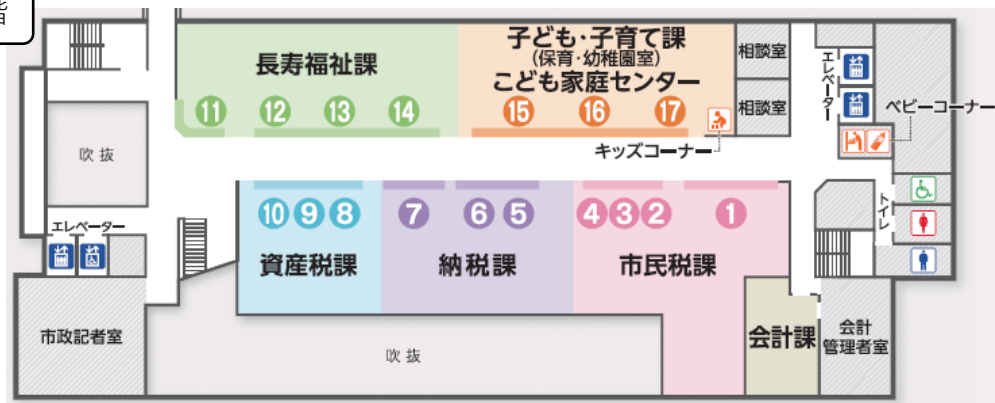
	下記にあてはまりますか？ チェック	手続き	必要なもの	受付窓口	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	☐ マイナンバーに関する住所変更等	・マイナンバーカード	市民課 あおいろ 支所も可	1階⑥ 20-1337
	マイナンバーカードを申請してまだ受け取られていない方	☐ 申請中であることを申し出てください			
保険	国民健康保険に加入されている方	☐ 手続き不要	後日、マイナ保険証をお持ちでない方には保険年金課から新しい住所の資格確認書が送付されます。		1階①② 20-1374
	資格情報のお知らせや資格確認書の記載に変更がある方、また各種認定証をお持ちの方	☐ 各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください ※支所での手続きは郵送対応	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	保険年金課 あかいろ 支所も可	1階①② 20-1374
	後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	☐ 手続き不要	現在の資格確認書の住所を手続き修正してください。 ※負担区分等に変更がある場合は後日、富山県後期高齢者医療広域連合から新しい資格確認書が送付されます。		1階③ 20-1481
子ども		☐ 入学指定書の交付 ※転校される場合のみ	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		
	小・中学校の児童生徒がいる方	☐ 転居後も引き続き現在の就学校への通学を希望される場合		学校教育課	5階 20-1449
		☐ 就学援助制度を利用されている方	通学している学校へお問い合わせください		
	児童手当を受給している方	☐ 住所変更	詳しくはお問い合わせください	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可	2階⑬ 20-1381
	こども医療費受給資格証をお持ちの方	☐ 住所変更 ※支所の場合、後日郵送	受給資格証	子ども・子育て課 オレンジ	
	ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方	☐ 住所変更		子ども・子育て課 オレンジ	

下記にあてはまりますか？ チェック		手続き	必要なもの	受付窓口	
子ども	未熟児養育医療を受給している方	☐	住所変更	養育医療券	子ども・子育て課 オレンジ 2階⑩ 20-1381
	児童扶養手当を受給している方	☐		詳しくはお問い合わせください	
	特別児童扶養手当を受給している方	☐			
妊産婦	妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	☐	住所変更 ※支所の場合、後日郵送	受給資格証 ※高岡市国民健康保険に加入の方は保険年金課で手続きの後	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可
障がい	右「手続き」欄1～5の手帳・資格証等をお持ちの方	☐	住所変更手続き 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 2 重度心身障害者等医療費受給資格証 3 一部負担金還付該当者証 4 障害者総合支援法または児童福祉法による福祉サービスを受けている方はその受給者証 5 自立支援医療受給者証（更生・育成・精神）	・手帳または資格証等 ・マイナンバーカード（お持ちの方） ・印鑑（一部手続き） ※一部、マイナンバーカードが不要な場合があります。詳しくはお問い合わせください	社会福祉課 みどり 1階⑪ 20-1369
その他	二上霊苑または福岡町霊園（福岡町下向田）にお墓をお持ちの方	☐	住所変更	墓地使用許可証 ※詳しくはお問い合わせください	市民生活課 7階 20-1351
	犬を所有されている方	☐	住所変更		
	市営住宅に入居している方	☐	明渡届出書		建築政策課 6階 20-1403
	上下水道の手続き	☐	中止・使用開始・使用者の変更届	※使用開始・中止はWebからもお申込みできます。 「高岡市上下水道使用開始および中止」で検索してください。	上下水道局 庁舎1階 水道料金センター 20-1616
	戸出墓地にお墓をお持ちの方	☐	住所変更	墓地使用許可証 ※詳しくはお問い合わせください	戸出支所（戸出町2丁目13番4号） 63-1250

※ 税務関係等についても、手続きが必要な方は済ませてください。

※ 裏面に庁舎案内図（1・2階）を載せています

2階



1階

